

## 令和5年第8回にかほ市議会定例会会議録（第4号）

### 1、本日の出席議員（15名）

1番	高橋利枝	2番	齋藤光春
3番	佐々木正勝	4番	宮崎信一
5番	齋藤雄史	6番	齋藤聡
7番	齋藤進	9番	佐々木平嗣
10番	小川正文	11番	佐々木孝二
12番	佐藤直哉	13番	佐々木春男
14番	佐々木敏春	15番	森鉄也
16番	伊藤竹文		

### 1、本日の欠席議員（0名）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	阿部和久	次長	加藤潤
班長兼副主幹	今野真深		

#### 1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	小園敦	総務部長 (危機管理監)	佐々木俊孝
企画調整部長 (地方創生政策監)	須田美奈	市民福祉部長	佐々木修
農林水産部長	池田智成	建設部長	原田浩一
商工観光部長	斎藤和幸	教育次長	佐藤喜仁
消防長	阿部光弥	会計管理者	齋藤稔
総務課長	齋藤邦	税務課長	須田泰史
総合政策課長	高橋寿	財政課長	齋藤真紀
福祉課長	佐々木美佳	子育て支援課長	三浦晶子
長寿支援課長・地域包括支援センター長	齋藤恵美	農林水産課長	須田益巳

#### 1、本日の議事日程は次のとおりである。

##### 議事日程第4号

令和5年12月5日（火曜日）午前10時開議

- 第1 議案第103号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第2 議案第104号 令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について
- 第3 報告第9号 専決処分の報告について（専決第11号から第15号）
- 第4 報告第10号 専決処分の報告について（専決第16号）
- 第5 報告第11号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第6 議案第83号 にかほ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第84号 にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第85号 にかほ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第86号 にかほ市温泉保養センターはまなす条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第87号 にかほ市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第88号 にかほ市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第89号 にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第90号 にかほ市公の施設の指定管理者の指定について
- 第14 議案第91号 市道路線の廃止について
- 第15 議案第92号 本荘由利広域市町村圏組合同規約の一部変更について
- 第16 議案第98号 令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）について
- 第17 議案第99号 令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第18 議案第100号 令和5年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第101号 令和5年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第20 議案第102号 令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第21 一般会計予算特別委員会の設置
- 第22 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

---

午前10時00分 開 議

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

本日、議案第103号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について及び議案第104号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についての議案2件が追加されております。これを本日の議事日程に含めておりますので、ご確認願います。

ただいまの件について、本日、議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。15番森鉄也議会運営委員長。

【議会運営委員長（15番森鉄也君）登壇】

●議会運営委員長（森鉄也君） おはようございます。本日9時30分から議会運営委員会を開会いたしましたので報告いたします。

本日提出されました追加議案について協議いたしました。

お手元に配付の追加議案綴りをご覧ください。

追加議案は、議案第103号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について及び議案第104号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についての2件であります。

追加された議案は、本日の本会議において提案理由の説明、議案質疑を行い、お手元に配付しております差し替えの付託表のとおり、各委員会に付託することとして議会運営委員会で決定しております。

なお、本日追加の議案第103号及び議案第104号に対する質疑については、通告なしでも受け付けることといたします。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長に対する質疑を終わります。

お諮りします。本日追加された議案第103号及び議案第104号について、議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第103号及び議案第104号については、そのように決定します。

日程第1、議案第103号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてから日程第20、議案第102号令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの議案17件、報告3件、計20件を一括議題といたします。

初めに、議案第103号及び議案第104号について、朗読を省略しまして当局からの提案理由の説明

を求めます。市長。

**【市長（市川雄次君）登壇】**

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、本日追加させていただいております議案の概要についてご説明をさせていただきます。まずは議案第103号です。にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは、妊産婦の産前産後期間に係る国民健康保険税の減免措置に関する規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

続いて、議案第104号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,501万5,000円を追加し、総額をそれぞれ179億7,782万8,000円とするものであります。

補正の内容については、国及び県が行う物価高騰対策事業を活用して市内の低所得世帯に対する生活支援と福祉施設等の運営支援を行うための予算を計上するものであります。

以上、議案の要旨について説明をさせていただきましたが、補足説明については担当の部課長が行いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

●議長（宮崎信一君） 担当部長から補足説明を行います。

初めに、議案第103号について、総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） それでは、議案第103号について補足をいたします。議案綴りは1ページからになります。

今年5月に全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、こちらが公布され、これに伴って地方税法等が改正をされております。今回の条例改正は、これに基づくものでございます。

今回条例に新たに追加しようとする条文を2ページから4ページにわたって記載をしております。

その内容につきまして要約して説明いたしますと、国民健康保険の加入世帯において、令和5年11月1日以降に出産予定または出産した被保険者がいる場合に、その産前産後期間の国保税を減額しようとするものでございます。減額の対象となるのは、妊娠85日以上の出産となります。また、減額の期間については、出産予定月または出産月の前月から翌々月までの4か月間にかかる妊産婦本人分の所得割額及び均等割額となります。ただし、双子、三つ子といった多胎妊娠の場合は、出産予定月または出産月の3か月前から翌々月までの6か月分を減額しようとするものでございます。

なお、改正後の条例は、令和6年1月1日から施行するものです。これによりまして、令和5年度分の国保税につきましても、令和6年1月以降の期間にかかる国保税が減額の対象となります。

補足は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第104号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（佐々木修君） それでは、議案第104号について補足説明させていただきます。

今回の補正は、物価高騰に伴い、光熱費や食材費のかかり増しによる影響が大きいことから、秋田県が実施を予定しております介護保険施設、障害者支援施設、保育所施設の運営を支援し、経済

的負担の軽減を図るものであります。このほか、灯油価格の高騰の影響を受ける低所得世帯に対する灯油購入費等助成金事業、住民税非課税世帯支援給付金追加交付事業費を計上しております。

歳出についてであります。

予算書の方は7ページになります。

3款1項3目障害者福祉費18節126万6,000円の増額は、入所・通所施設への食材料費補助として、入所施設の定員1人当たり6,000円、通所施設の定員1人当たり3,000円、相談系事業所への光熱費補助として1事業所当たり4万8,000円を交付するもので、入所施設5事業所86人分、通所施設6事業所186人分、相談支援事業所4事業所分を計上しております。

詳細については、議案説明資料4ページをご覧ください。

次に、3款1項5目介護保険事業費18節754万2,000円の増額は、入所・通所施設への食材料費補助として施設の定員数により、入所施設1人当たり9,000円、通所施設1人当たり3,000円及び訪問相談系事業所への光熱費補助として1事業所当たり4万8,000円を助成するもので、入所施設20事業所656人分、複合施設1事業所24人分、通所等施設12事業所264人分及び訪問相談系事業所15事業所分を計上しております。

詳細につきましては、議案説明資料6ページをご覧ください。

3款1項8目低所得世帯支援事業費18節灯油購入費等助成金2,160万円の増額は、令和5年度住民税非課税世帯を対象として1世帯当たり8,000円を助成するもので、見込みで2,700世帯分を計上しております。

詳細につきましては、議案説明資料9ページをご覧ください。

3款2項2目児童運営費18節148万8,000円の増額は、保育所等施設への食材料費補助として、3歳以上の平均利用児童数に園児1人当たり4,620円を助成するもので、7施設322人分を計上しております。

詳細につきましては、議案説明資料10ページをご覧ください。

歳入につきましては、いずれも14款2項1目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として2分の1、15款2項2目県補助金として2分の1の額を計上しております。

続きまして、3款1項8目低所得世帯支援事業費7節から12節までは、給付事業に関わる事務費分を計上しております。18節住民税非課税世帯支援給付金は、非課税世帯に対し8月に給付した3万円に追加して7万円を給付する国の事業として、2,400世帯分、1億6,800万円のほか、国の支給要件で対象外となる住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯、300世帯分、2,100万円についても、市の単独分として給付対象として合計2,700世帯分計上しております。

歳入につきましては、市の単独分も含め、14款2項1目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に計上しておりますが、国からの追加交付決定までの間は、一部について18款2項1目財政調整基金から繰り入れするものであります。

今回は迅速に給付を行うため、申請書類の提出を要せずに事前に給付について通知した上で支給を行うプッシュ方式を一部導入します。プッシュ方式の対象となるのは8月に3万円を支給済みの世帯で、年内に支給通知書を送付し、受給拒否された世帯を除いた上で1月25日に灯油購入費助成

と併せて初回の振り込みができるよう進める予定であります。

議案第104号の補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） これで議案第103号及び議案第104号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は演壇で行ってください。

初めに、報告第9号専決処分の報告について（専決第11号から第15号）から報告第11号にかほ市観光開発株式会社の経営状況についてまでの報告3件及び議案第83号にかほ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてから議案第92号本荘由利広域市町村圏組合規約の一部変更についてまでの議案10件、計13件の質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで報告第9号から報告第11号までの報告3件及び議案第83号から議案第92号までの議案10件、計13件の質疑を終わります。

次に、議案第98号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。7番齋藤進議員。

●7番（齋藤進君） 改めまして、おはようございます。

それでは、質疑通告書を出しておりますので質疑をいたします。

議案番号98番、令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についてであります。

予算書は18ページになります。

6款農林水産費1項農業費3目農業振興費18節の負担金補助及び交付金の中の機構集積協力金交付金事業交付金1,908万円についてであります。説明の中で、2工区36haに対する交付金との説明がありましたが、この事業の具体的な内容と併せて、今回の補正の内容の詳細について伺います。

一つ、説明のあった2地区の具体的な地区名はどこなのか。

二つ、地区との話し合いでどのような意見が出されたのか。

三つ、交付金、いわゆる単価は、一般地域と中山間地域とに分かれていて、また、対象地域に占める機構への貸付面積割合（農地中間管理機構、いわゆる農地バンクの活用率）によっても5区分に分かれているようですが、説明のあった36haについて、どの区分に分類されるのかを伺います。併せて、現在進行中、まあ交渉中の交付予定地域等ありましたら説明願いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

●議長（宮崎信一君） 答弁、農林水産部長。

●農林水産部長（池田智成君） それでは、機構集積協力金交付事業交付金についてお答えをいたします。

初めに、本交付金制度について若干ご説明いたします。

この事業は平成25年度から施行されており、農地中間管理機構を活用して担い手に農地を集積・集約した地域に対し、交付金の全額を国費で交付する事業です。交付事業としては、地域集積協力

金、集約化奨励金、経営転換協力金の3種類があり、これまでも市内の農業法人などが交付を受けております。また、昨年度は象潟前川地区基盤整備推進協議会が交付を受けております。

今回の交付金の対象は、地域集積協力金と集約化奨励金の2種類です。地域集積協力金は、地域の農地を機構に貸し付けた面積に応じて交付され、一般地域と中山間地域の区分があり、今回の二つの地区は中山間地域です。交付単価は、機構の活用率に応じて五つの区分があり、10a当たり1万円から3万4,000円です。集約化奨励金は、1ha以上の団地面積が増加した割合に応じて交付されます。交付単価は、10%以上の増加で10a当たり1万円、20%以上の増加で3万円の二つの区分があります。また、交付金は、農地の所有者と借り受けた耕作者の双方で協議し、地域の農業に資する形で活用することが定められております。

それでは、①説明のあった2地区の具体的な地区はどこかについてお答えをいたします。

地区は、大須郷と小砂川です。

具体的には資料をご覧くださいと思います。

黄色が大須郷地区で、約79haのうち10haが対象となります。朱色が小砂川地区で、朱色部分の全て、26haが対象となります。

次に、②地区との話し合いでどのような意見が出されたかについてお答えをいたします。

初めに、大須郷地区についてです。高齢等により離農を考えている方が複数いるので、行政で話し合いの場を設けてほしいとの要請を受け、10月に地域農業者協議会として開催しております。離農者の農地が誰が引き受けるのかという内容で話し合われ、「農地を集約化して作業効率を上げるべき」、逆に「農地は多少分散した方がリスク回避できる」や「農地交換は水回りの条件や賃借料が違って簡単にはいかないと思う」などの意見が出され、農地の大半を二つの農業法人が引き受ける方向で進んでおります。

小砂川地区は、農地をまとめて引き受けたいという農業法人が9月と10月に説明会を開催しております。引き受けたいとする地区は山間部であり、そのほとんどは耕作放棄地であるため、貸付に賛同する意見が出されたそうです。

次に、③についてお答えをいたします。

大須郷地区の地域集積協力金は機構活用率13%ですので、区分1、交付単価は10a当たり1万円、交付額は100万円です。集約化奨励金は1ha以上の団地面積、20%以上の増加に区分され、交付単価は10a当たり3万円、交付額は300万円です。

小砂川地区の地域集積協力金は機構活用率59%ですので、区分4、交付単価は10a当たり2万8,000円、交付額は728万円です。集約化奨励金は大須郷と同じ区分で、交付額は780万円です。

最後に、現在進行中の交付予定地域についてです。

立居地地区と伊勢居地地区の集落営農組織が法人化に向けて協議中ですので、法人化され、機構を通して農地を賃貸借契約した場合は、機構集積協力金の対象になると見込まれております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 齋藤進議員。

●7番（齋藤進君） 今、ただいま詳しく説明いただきました。いろんな地域でこの話し合いが行

われていると思いますけれども、話し合いのその割り付けが大体旧小学校単位で行われて、今いるようです。で、やはり旧小学校単位となると、耕作者の目の届かない範囲というものもかなり出てくるのかなというふうな懸念がありますので、もう少し範囲をもう狭くした形で話し合いを進めていくことによって、いろんな解決策が明確に見えてくるのではないかなというふうに思っていますので、大変重要な——我々農業者含めて今後の課題解決の重要なことだと思いますので、ぜひそういう意味でいろんな角度から話し合いを進めて、まとめていただきたいと思いますというふうに思います。どうもありがとうございました。

●議長（宮崎信一君） これで議案第98号の質疑を終わります。

次に、議案第99号令和5年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてから議案第102号令和5年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてまでの議案4件の質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第99号から議案第102号までの議案4件の質疑を終わります。

次に、議案第103号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第103号の質疑を終わります。

次に、議案第104号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についての質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第104号の質疑を終わります。

日程第21、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第98号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）について及び議案第104号令和5年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についての2件の審査のため、議長を除く議員14人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いいたします。16番伊藤竹文議員。

しばらく休憩いたします。

午前10時28分 休憩



.....

## 一般会計予算特別委員会会議録

### 出席委員（14名）

1 番	高橋利枝	2 番	齋藤光春
3 番	佐々木正勝	5 番	齋藤雄史
6 番	齋藤聡	7 番	齋藤進
9 番	佐々木平嗣	10 番	小川正文
11 番	佐々木孝二	12 番	佐藤直哉
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	森鉄也	16 番	伊藤竹文

.....

### 欠席委員（なし）

.....

### 議会事務局職員

議会事務局長	阿部和久	次長	加藤潤
班長兼副主幹	今野真深		

.....

### 説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	小園敦	総務部長 (危機管理監)	佐々木俊孝
企画調整部長 (地方創生政策監)	須田美奈	市民福祉部長	佐々木修
農林水産部長	池田智成	建設部長	原田浩一
商工観光部長	斎藤和幸	教育次長	佐藤喜仁
消防長	阿部光弥	会計管理者	齋藤稔
総務課長	齋藤邦	税務課長	須田泰史
総合政策課長	高橋寿	財政課長	齋藤真紀

福 祉 課 長 佐々木 美 佳                      子育て支援課長 三 浦 晶 子  
長寿支援課長・地域包括支援センター長 齋 藤 恵 美                      農 林 水 産 課 長 須 田 益 巳

.....  
午前10時29分 開 会

●年長委員（伊藤竹文君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することいたします。

ただいま出席している委員は14名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせで、一般会計予算特別委員会委員長は副議長が務めることになっておりますので、一般会計予算特別委員会委員長には、副議長の私、16番伊藤竹文が就くこといたします。同じく副委員長には、申し合わせにより、各常任委員会の副委員長が輪番で務めることになっておりますので、3番佐々木正勝委員を推薦します。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（伊藤竹文君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には私、16番伊藤竹文が、副委員長には3番佐々木正勝委員が決定いたしました。

16番伊藤竹文と3番佐々木正勝委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知いたします。

以上をもちまして、年長委員としての職務を終了いたします。

引き続き私が議事を進行いたします。

【一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君）が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例に定める常任委員会をそれぞれ一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第98号及び議案第104号を一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会いたします。

午前10時32分 散 会

.....

---

午前10時34分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22、議案及び陳情の付託を議題とします。

ただいま議題となっています議案第83号から議案第104号までの議案17件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第11号から第14号の4件は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前10時35分 散 会

---